

平成 27 年 3 月 27 日（金）

於：特許庁庁舎 16 階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第 4 回審査品質管理小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 日時・場所

日時：平成27年3月27日（金） 10時00分から12時00分

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席委員

相澤委員長、浅見委員、飯村委員、小原委員、古城委員、田沼委員、中條委員、
中村委員

3. 議事次第

開会

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価について

（1）資料説明

（2）討議

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言について

（1）資料説明

（2）討議

平成26年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

（1）資料説明

（2）討議

閉会

開 会

○相澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第4回審査品質管理小委員会を開催いたします。

本日は、年度末の御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。今回の小委員会は、今年度最後の開催として、平成26年度における特許庁の審査品質の実施体制・実施状況についての評価を行うとともに、それらの改善提言についても議論を予定しております。また、本小委員会における報告書の原案についても御議論いただきたいと存じます。これに先立ち、各委員には既に評価をしていただいておりますので、その結果に基づいて議論を進めていきたいと思っております。

なお、本日、竹本委員、長澤委員、渡部委員が所用のため御欠席となっております。

議事に先立ちまして、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○岩谷企画調査官 おはようございます。まず定足数を確認させていただきます。議決権を有する11人の委員のうち、本日は過半数を超える8名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、本日の小委員会は成立となります。

次に配付資料の確認をさせていただきます。本日は、座席表のほかに、お手元に資料1から9、参考資料として1から4をお配りしております。落丁などございましたら、恐れ入りますが、挙手でお知らせいただければと思います。それから、本日は席上配付資料を委員のお手元にお配りしております。こちらもあわせて御確認ください。カラーの各委員による評価結果がございます。

続きまして、本小委員会の公開です。従前どおり、一般の方々の傍聴を認めております。また、席上配付資料と、特段の事情がある場合を除いて、議事録と配付資料については特許庁のホームページにおいて公開させていただきます。また、議事録に関しましては、後日、皆様に内容を御確認いただければと存じます。

最後に1点、御発言される際には、お手元のマイクのスイッチをお入れください。

それでは、よろしく申し上げます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

議 事

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価について

○相澤委員長 議題の1つ目、「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価」の討議に入らせていただきます。まず、資料について事務局から説明をお願いします。

○岩谷企画調査官 お手元に資料3、4、5、それぞれ特許、意匠、商標の評価結果を簡潔に取りまとめたものを御用意しております。

まず資料3、特許です。今回、評価対象としていただきました項目⑨、⑩を除く項目①から項目⑪について、項目ごとに取りまとめております。取りまとめに際しましては、各委員から事前に評価いただいた内容をもとに、過半数意見のものを基本的には評価という形とさせていただいております。ただし、少数意見についても、それぞれ一言ずつ付言させていただくという形になっております。

内容については、お手元、席上配付資料の横表を見ていただければと思います。評価項目①は、例えば「極めて良好」という評価が過半数でしたので、「極めて良好」と評価させていただいております。以下、項目②から⑪まで、同様の整理になっております。

以上でございます。

○相澤委員長 事務局から説明がありました評価結果の取りまとめについて、委員から御意見をいただきたいと思っております。なお、御発言の際には挙手をしていただければ、こちらから御指名をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

評価結果について、いかがですか。

皆様からご意見をいただきたいと思っております。浅見委員、いかがですか。

○浅見委員 今の御説明で、要するに過半数のものを評価と書かれたということで納得しました。僅差というか、2種類の評価に近いものもあるので、一つにまとめることの気持ちの悪さもありますが、これで結構かと思っております。

以上です。

○相澤委員長 整理について、岩谷さんから、説明を補足していただけますか。

○岩谷企画調査官 今回、まとめ方の考え方は、いろいろあると思いますが、とりあえずは過半数の意見をメインの評価とさせていただきました。一方、御指摘のとおり、少数意見も重要かと存じます。あるいは、近接している、評価がばらけているところもございしますので、多数意見を評価とはしつつも、少数意見についても拾い上げるという形とさせて

いただきました。ありがとうございます。

○相澤委員長 浅見委員、記載方法を変えた方が良いという御意見ですか。

○浅見委員 今ここで議論すべきことは、評価のまとめ方についてでしょうか。私が一般的な評価と違う評価をしているところもあり、その理由もお話したいと思いますが、この段階ではそういう議論ではないという理解でよろしいでしょうか。

○相澤委員長 せっかくの機会ですから、御議論いただいてよろしいと思います。

○浅見委員 少し長くなりますが、説明させていただきます。

申し上げたいのは項目④と項目⑧についてです。項目④「審査実施体制」については、「概ね達成」と書かせていただいたのですが、この項目は「質の高い審査を実現するための体制が整えられているか」という質問です。ここには「質の高い」ということが入っているのですが、質について評価できなければ評価できないのではないかという気がいたしまして、評価が困難であると考えております。そもそも質の高い審査とは何なのかということを、まさにこの委員会で議論しようとしているので、いきなり「質の高い審査」という言い方をされても、どう答えるべきか悩みました。

本小委員会でもいろいろ議論があり、審査の質を定義するのが難しいのは承知しておりますが、例えば外国と比べて日本の評価がどうかということについては、特許審査ハイウェイ（PPH）の結果を見ますと、日本の特許庁が特許査定をした案件が、外国庁で特許になる確率が、逆の場合より高いといったデータがホームページで公表されているかと思えます。これは日本の特許庁の審査やサーチが優れていることを示す一つの証拠だと思います。ですので、質に対して評価せよということであるならば、いろいろな側面からデータを提示していただいて、それで評価するのであれば、評価しやすいのではないかといいことで提言をさせていただきます。

もう一点、申し上げたいのは項目⑧の「分析・課題抽出」です。これについては、特許、商標について意見を申し述べます。

特許においては、特許庁からいただいた資料によると、重点課題として、「外国文献サーチの充実」と「協議の実施、決裁基準の統一、基準改訂を通じた判断のばらつきの抑制」、「記載様式の統一」という3点が挙げられています。これがユーザーの意見を十分に反映しているものなのかという疑問を持ちました。

本小委員会においては、管理職による決裁をもっと充実させるべきではないかといった意見もございました。あるいは、問題案件の受付窓口を積極的に公表して、問題案件の分

析を行って審査の底上げを図るべきではないかといった意見もあったように思いますが、それが重点課題に反映されていないという点です。

今回、私も改善提言をさせていただき、それが報告書案に反映されていると思うので、その点についてはありがたいと思っております。ユーザーの意見を十分に反映して進めていただきたいと思います。

それから、商標についての「分析・課題抽出」です。商標については特許と比べて内容がわかりやすいということもございまして、よく新聞などに取り上げられており、最近では、「IGZO」や「リニア」が話題になっているかと思います。それぞれの案件について審査に問題があるということではないのですが、取り上げられるのは登録されたものですので、登録をするときに十分に品質管理をしていただきたいということです。

課題抽出の中で、拒絶査定不服審判の分析がありましたが、拒絶査定不服審判だけではなく、異議申立と無効審判、すなわち、登録された後に第三者が問題にする案件についても分析対象としていただければということで改善提言に挙げさせていただきました。これについても報告書案に反映していただき、ありがたいと思っております。この分析結果を個別の分析結果として審査官や管理職にフィードバックするだけでなく、審査部においても情報共有していただけるような仕組みを検討していただければと考えております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

改善提言に対する御意見もいただきましたが、議論の整理上、まず評価結果に関するコメントを先にいただいて、その後、改善提言に対するコメントをいただければ幸いです。

飯村委員、評価結果についてコメントがあれば、いただければと思います。

○飯村委員 特別なコメントはありません。

○相澤委員長 ありがとうございます。

小原委員、いかがですか。

○小原委員 このような1年間という短い期間のうちに、審査についての整理をここまでしていただけて、これからの私どもの代理人の仕事にも、何が審査の品質を上げるのかという大きな指標を示していただいたことが非常に有意義ではないかと思っております。簡単に申し上げますと、項目①と項目②は文書が成立されたと、「マニュアル」と「ポリシー」、それから「手続」が明確になったという点で非常に有意義だと思います。外国にも発信できることだと思っております。

項目③の職員への周知については、周知化のツールが十分にはできていないということも課題として明確になったということがすばらしいと思っております。

項目④と項目⑤については、世界最高水準の体制が整えられているかという点において、審査官の数が絶対的に少ないということも明確になりました。また、品質管理の人間が少ないということも明確になりましたので、その辺をどういうふうにしていくのかということが今後の課題になったということで、課題が明確になったと思っています。

項目⑥と項目⑦については、品質向上という点で「概ね達成」ということで、これはおいおいやっていく項目でありますので、「概ね達成」でよろしいのではないかと考えています。

それから、検証についてもトライ・アンド・エラーでやっていくものですので、そのような形で、私たち委員のある程度の指標の統一感も見られますし、方向性も案外とざっくりと見えてきているのではないかとということで、大変有意義であると私は評価しております。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

古城委員、いかがですか。

○古城委員　今の時点で、特にというコメントはございません。

評価については、事前に庁から評価に関する考えをお示しいただきまして、それに特に反対する理由もなかったので、大体そのとおりにつけたというのが実情でございます。

この評価の項目を見ますと、この項目の中には、このようにやっているという説明をお聞きして、そうだろうなと思うしかない項目がたくさんあります。そういう観点からすると、私ども外部の人間が独自の視点から評価できるとすれば、例えば課題抽出が行われているかどうかとか、そういうことしか独自の視点で評価するのは難しい内容になっているなという気はいたしました。

ただ、特許庁の中でこういう取組がなされていて、これだけ労力をかけて、こういうことをおやりになっているということ自体が、良好であるとか、極めて良好であるとか、そのあたりの評価をしていい理由だろうなと思ひまして、おおむねそういう評価をしております。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

田沼委員、いかがでございますか。

○田沼委員 私も特許庁からお聞きした評価に関する考えとほぼ同様な評価をさせていただきます。

このように品質管理の方法ですとか、評価をきちんとしているということは、私ども出願人にとっては大変ありがたい情報です。具体的に言うと、初めて知的財産にかかわる新人が入ってきたときに、特許庁では「品質ポリシー」とか「マニュアル」とか「審査基準」をこんなふうに関員で共有して、こんなふうに関員を進めて品質を管理しているということを知った上で業務をするかどうかというのは、何も知らないで今までの職人気質風な意見書をつくったりするのと比べると、非常にやりやすい。世界に発信していただくことで、日本の特許庁ときちんと向き合って、権利化した内容は世界に通じるはずだということを強く意識しながら権利化業務をしていけるということを実感いたしました。

評価結果については特に意見を申し上げることはございません。ありがとうございます。

○相澤委員長 どうもありがとうございました。

中條委員、いかがですか。

○中條委員 配付資料5（【商標】の評価結果）と席上配付の評価結果の一覧表を見せていただいて、出していただいた結論で大体合っていると思うのですが、一部おかしいところがあるので指摘したいと思います。

先ほど多数決をとられたということですが、項目⑧を見ると、「概ね達成」が3人いて、「良好」が3人、「極めて良好」が5人います。ですから、多数決をとれば「極めて良好」になります。しかし、逆に言うと、「良好」と「概ね達成」とつけている人が6人いるわけで、これを「極めて良好」とつけるのが良いのかという疑問があります。

我々は、こういう段階尺度による評価データがあるとき、普通は中央値をとります。順番に並べていって、真ん中の人がある評価をつけているかを代表値にするというのが普通です。そういう意味で、項目⑧について言うと、真ん中の人には「良好」とつけていますので、ここは「極めて良好」という判定をされるのではなくて、「良好」という判定をされたほうが良いのではないのでしょうか。

それから、評価が分かれていますので、「大きくばらついている」ということを明確に言われたほうが良いのではないかと思います。ほかの項目は出していただいた結論で合っていると思いますが、ここだけ違っていると思いますので、訂正いただければと思います。

○相澤委員長 この点について、他と違う表現ぶりになっているのですが、岩谷さんから説明してください。

○岩谷企画調査官 御指摘のとおり、ここは非常に意見が割れておりまして、ほかの項目の書きぶりとはちょっと違う形で書かせていただいております。実は若干玉虫色の書き方になっております。ほかの項目は全て「何々と評価される」という決めにさせていただきましたが、ここだけ「評価が最も多い」「ほかの評価も相当数あった」ということで、はっきり決めると申し上げながら、非常に申しわけないんですけれども、ここだけ玉虫色になっております。今の御意見を踏まえて、少し検討させていただきたいと思います。

○相澤委員長 中條委員の御意見を受けまして、私と事務局で表現ぶりを調整させていただくということによろしいですか。ご了承ありがとうございます。

中村委員、いかがですか。

○中村委員 私も特段の意見はないですけれども、中條委員から御指摘のあった点はあるとしても、配付していただいた評価結果一覧を見ると、大きなずれがある項目はほとんどなく、結局は皆さん、評価は変わらないんだなということを確認できて、それとともに、こういう結果が出ましたので、評価の仕方はこれで結構だと思います。問題点等も一覧で明らかですので、今後のいい資料になるかなと考えております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

委員の方々から御意見をいただいたわけですが、これについて、特許庁の担当の方はコメントがありますか。そもそも評価をするに当たって、質と言われても、その定義をしていただかないと評価は難しいのではないかというのが浅見委員の御意見ですね。澤井さんから、何か。

○澤井調整課長 委員長、ありがとうございます。

私ども審査の質につきましても定義の難しさは重々承知しておりますが、今般、「品質ポリシー」、あるいは「マニュアル」の中で「強く・広く・役に立つ」を謳っております。強さというのは、後にいたずらに覆らない、無効とならない権利のことですが、それに傾注すると、特許権が非常に狭いものとなるので、出願人が開示した範囲の中で最も広い権利範囲で特許を付与しようとしております。さらに、役に立つとは、産業の発展に寄与し、加えて内外で有用な特許になるような、そうした思いで審査を進めていく必要があるのではないかとということで、「強く広く役に立つ権利」を質の高い特許権と定義付けし、「ポリ

シー」の中で書かせていただきました。私たちが考えているところの特許の質並びに審査の質というのは、こうしたものだと考えております。

以上でございます。

○相澤委員長 浅見委員、いかがですか。

○浅見委員 そこはよくわかります。例えば参考資料1の4ページ目の評価の項目「I.(2)」で、「質の高い審査を実現するための体制が整えられているか」という質問に対して、「質の高い審査を実現するための体制」と言えるのだろうかというのがわからないのです。このデータを見ますと、数のことはたくさん書かれていますけれども、質に関して評価する材料が、ほとんど書かれていないと思います。

これは特許だけではなく、意匠も商標も「質の高い審査」という言葉でくくられています。審査官の数が絶対的に少ないことはよく理解しており、少なければ質は高くないだろうとは思いますが、実際に日本の特許庁の質の評価はそれほど悪くないと思います。

現在の体制では「質の高い審査」を実現するための体制と言えないということを、このデータで評価してくださいと言われても難しいのではないかと。もっと質がわかるような、これは外国との比較ということかと思いますが、外国に比べて質がどうであるかがわかるような、ユーザーのアンケートでもいいですし、いろいろな分析があると思うのですが、そういったものも提供していただければ、それで判断ができるのですが、このデータで判断するのは難しいのではないかと。ということが私の申し上げたいことです。

○澤井調整課長 浅見委員、ありがとうございます。

今、御指摘のありました、例えば諸外国との比較において、ユーザーがどのように考えているか、こうしたことについて、ここ数年、ユーザーアンケートを大々的にやっております。そうした中でも、外国との対比という視点でも、アンケートをさせていただいております。今でも公表はさせていただいておりますが、今後も公表を続け、こうした機会にその点をしっかりとPRをさせていただければと存じます。ありがとうございます。

○相澤委員長 よろしいですか。

山田さん、コメントありますか。

○山田意匠課長 意匠については、特許と商標と（状況が）若干違いますが、無審査国も多く審査国が少ないといえますか、審査を大々的にやっているのはアメリカと韓国です。こちら第1回、第2回で既に御指摘を受けておりまして、ユーザーアンケートのみならず、各国でどのような品質管理をしているのかということも調べつつ、次年度に向けて、

ユーザーアンケートと、我々がやっている取組の中での周知活動も含め、そういった評価ができるようにしていきたいと思います。

確かに日本の意匠審査の質が高いというところは、意匠法と意匠審査基準に則ってきちんと審査をしているからですが、海外における審査の手法の違うところも比較しながら、どのような満足度が得られているのかというのを来年度、きちんと調べさせていただきつつお示しし、評価をしていただこうと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

青木さん、コメントありますか。

○青木商標課長 商標課長の青木でございます。

商標審査の質の定義は、私どもは非常に難しいことと認識しております。特許のように、国際的な比較をするというのも、さらになじまない世界であると思っております。例えばユーザーの皆様の評価という視点から考えますと、今般、ユーザー調査させていただいて、その結果も公表させていただいていますが、ユーザーの皆様が商標の審査についてどういったところを重視しておられるか。それは識別性の判断と、類似するかしないかの判断、それから審査基準や審判との整合といった点について、それが適切であると判断されると、それは満足度が高い。そういった相関関係が出ております。識別性の判断が適切というのはどういうことかというのもまた問題になりますけれども、私どもとしては、一つ一つの非常に重要な判断基準について、統一性とか適切性を保っていくことが質を高めることかと認識しております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

担当課長から御説明をいただきましたけれども、皆様、いかがですか。

先ほど中條委員から御指摘のあった点については追加のコメントがありますか。中條委員からは中央値を使うべきではないかという御意見をいただいておりますが、それについては、事務局と協議をさせて、相澤に調整をお任せいただきたいと思います。

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言について

○相澤委員長 2つ目の議題の「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言について」に入らせていただきます。資料について事務局から御説明をお願いします。

○岩谷企画調査官 お手元の資料6から8をごらんください。こちらは評価の際にいた

きました改善提言について取りまとめております。簡単に御説明させていただきます。

まず資料6、評価項目③について、管理職や審査官など品質管理の担当者だけではなく、審査にかかわる職員も品質管理の基本の理解を促進していただきたいという提言がありました。

評価項目④、⑤は、ある意味、人数体制のところですが、必要な審査官の確保あるいはその育成、あるいは効率性も考慮に入れた品質管理の人数の確保ということを提言いただいております。

それから、評価項目⑥の品質向上のための取組に関する提言は若干多めでございます。まず審査に関するものとして、拒絶理由通知書の作成などの話がございします。統一感があってユーザーが読みやすいもの、あるいは不備の発生を低減させるツールの提供という御指摘をいただいております。また国内外のユーザーに特許性の判断の論理とか結果がきちんと合理的に提示されるということも御指摘いただいております。それから、審査官同士の協議を通じた知見の共有の促進、あるいは技術動向やビジネス動向を把握した先行技術調査の一層の促進という御意見をいただいております。

次に管理職によるチェックに関するものです。こちらは決裁ガイドラインの策定、あるいはチェックの際の指摘事項をきちんと記録する等によって、審査官が作成した拒絶理由通知に対する決裁の充実というところを図っていただきたいという御意見がございました。

その他として、外国特許文献あるいは非特許文献に対するアクセスへの改善、あるいは検索のためのインデックスの整備ということを御指摘いただいております。また、先行技術調査の下調査に関して、登録調査機関の適切な選定、あるいは調査業務実施者の育成を通じて、先行技術文献の充実ということを御指摘いただいております。

また、評価項目⑦の品質検証については、基本的にはユーザーとの意見交換を進める、あるいは意見受付窓口の活用ということを御指摘いただいております。もう一つ、管理職による決裁後に、品質監査を行っているものについては、発送前のタイミングで行われておりませんので、そこをきちんと担保していただきたい。そのためにはシステムの整備も重要だという御意見をいただいております。

評価項目⑧、これはユーザー満足度をさらに品質管理に反映させていただきたいということでございます。

評価項目⑩は、海外への発信を強化していただきたいという提言でございます。

その他の項目は、特許、意匠、商標、で共通ですが、審査の質の分析・課題抽出をおこ

ない、その活動の特許庁の各組織レベル、例えば品質管理部門あるいは審査部門、そういう各レベルにおいて、きちんと生産性も考慮しつつ品質について何をするかという目標を立てていただきたいという御提言をいただいております。

最後の部分は、活発な御意見をいただきました品質の定量指標の話でございます。拙速な目標設定は審査官にバイアスをかけるので避けるべきという一方で、審査の質の底上げを図るような何らかの定量指標は必要ではなかろうかという御指摘だと理解しております。

意匠、商標についても、それぞれの状況に応じて、おおむね同様の意見を頂戴しております。詳細は割愛させていただきます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言ということで、この改善提言の取り扱いについて補足していただけますか。

○岩谷企画調査官 本小委員会は、単年度で実績を評価していただきまして、それぞれの改善提言を単年度にいただくということで運営させていただいております。非常に恐縮ですが、そのため改善提言については、この場で確定させていただきたいと思いますので、もし御意見あれば、この場で頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

○相澤委員長 改善提言については、この年度内にまとめる必要があるということでございます。よろしくお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 特許、意匠、商標それぞれにまたがるんですけれども、評価項目⑦の「品質検証のための取組に関するもの」という点について2点、コメントさせていただきます。

1つは、ユーザーとの意見交換というのがありまして、これは私も意見を出させていただきましたけれども、ここまで体制も整ってきて、品質も当然それなりにいいと思うんですが、そうすると、中だけの検討よりユーザーですね、外の意見を聴取していただいたほうが、より品質は上がるというのは当然だと思いますので、できるだけ積極的にユーザーの意見を聴取していただきたいということです。

2点目は、まず特許の項目で書かれていますけれども、「管理職による決裁後、かつ、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施、及びそのためのシステム等の整備」とあります。せっかく監査をきちんとやって品質を向上させようとしても、処分した後ですね、処理した後に発覚しても、その処理も大変でしょうし、出願人にとっても非常に不利益、第三者にも不利益かもしれないということもありますので、発送後ではなく、ミスが

見つかったら発送前に処理をしていただけるということを徹底していただくようにシステムをつくっていただきたいと思います。

○相澤委員長　ありがとうございました。

中條委員、いかがですか。

○中條委員　2点ほどお話ししたいと思います。

どれでも良いのですが、資料6で見いただければと思います。評価項目③と⑤ですが、評価項目③の意見は私が書かせていただいたものですが、「品質管理の基本に関する理解を促進してほしい」ということです。一方、評価項目⑤はほかの委員が書かれた意見だと思いましたが、「効率性も考慮に入れた品質管理に必要な人数の確保」ということが書いてあります。

ここで整合を図っておかないといけないという気がしています。それは、品質管理を実施するのは品質管理の担当者なのか、組織で働く全員なのかということです。品質管理は担当者がやればいいんだと考えれば、まさに評価項目⑤の品質管理に必要な人数を増やすということになると思います。一方、品質管理は全員でやらなければいけないと考えれば、全員の理解レベルを上げていくということを考えないといけないと思います。そのあたり考え方を整理していただいて、どうするかということを明確にしていいただければと思います。

どちらにされても構わないのですが、最近の品質管理の傾向としては、全員が品質管理を行うという方向に動いてきています。40年前ぐらいは、品質管理のスペシャリストが品質管理を行うという考え方が主流でしたが、今は「全員参加」が重要なキーワードになってきています。そのあたりを踏まえて、ぜひ考え方を明確にしていいただきたいということです。これはコメントです。

もう一点は、その他のところの評価指標（目標）の件です。ここに、「審査の質を底上げするような」という記述がありますが、審査の質を底上げすることも大切なのですが、評価指標を定める必要があるのはなぜかと言えば、先ほど浅見委員がお話しになっていたように、活動の妥当性は、結果としての審査の質がわからないと、判断しようがないということなのです。そういう意味で、定量的な評価指標をはっきりさせたいということなのです。

その意味では、ここは審査の質の底上げというよりも、評価項目④、⑤、⑥、⑦が適切にやられているかどうかを判定するための定量的な指標をきちんと決めていただきたいと

いう意味だと理解していただけたらと思います。このような指標がないと、審査の実施体制は十分なのか、品質管理体制は大丈夫なのか、品質の向上が本当に図れているのか、検証は十分なのかがわかりません。これらを判定できる評価指標をぜひ考えていただければと思っています。

○相澤委員長 ありがとうございます。

皆さんの御意見を伺ってから、担当課長からコメントをいただきたいと思います。

田沼委員、いかがですか。

○田沼委員 私は「国内外の団体や出願人との意見交換をより推進してください」という意見を書かせていただきました。世界の情勢とかビジネスの動向はものすごい速さで変化をしています。技術動向、ビジネス動向をつかみながら審査をしていただくこと、今も進めていただいていると思いますけれども、企業にいと予想以上の速さで変化していつていますので、ぜひキャッチアップしていただきたいと思っています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古城委員、いかがですか。

○古城委員 私も「品質の向上のための取組に関してはユーザーの意見を多く聞いてほしい」ということと、「それをフィードバックするための組織的な仕組みをつくってほしい」ということを書かせていただきました。言いたいことはそれに尽きております。ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

小原委員、いかがですか。

○小原委員 私は、今回、審査官の数が諸外国に比べて少ないということに対して、いろいろな取組をされている中で、調査業務実施者の育成、登録調査機関の選定、その辺をお願いしています。特に審査官の数が少なければ外部団体のリソースを使って有効に、よい審査をしていくということで進んでいかれるのもよろしいかと思います。先日、調査業務実施者の研修評価委員会にも出させていただきますして、研修制度の充実を図っていらっしゃることも確認できました。今後も調査は非常に重要だと、全ての審査の基盤ということですので、今後もその辺を充実させていただきたいと思っております。

それから、先ほど審査の質の底上げを図るような品質の定量評価指標の点について中條委員からお話がありましたので、その辺についてコメントを少しだけさせていただきます。

確かに浅見委員が言われるように、審査の質とは何か、底上げを図るようなとは何かというように言葉が抽象的でわかりづらい面があると思いますが、今回、私たち委員の中で一番肝となったのが品質の定量評価指標についてであっただろうと思います。私もよい指標を審査官に見せるということは、特に若い、まだ経験の浅い審査官にとって、重要だと思っておりますが、皆様が言われておりますように、自由な審査官の能力、判断をそぎ落とさないように、バイアスをかけないようにというところを何かうまい言葉で示していただければ、ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯村委員、いかがですか。

○飯村委員 品質向上のための取組につきましては、国内外のユーザーに合理的と理解されるような判断、論理及び結果を示すことが大切である点の共通認識を持つことが重要であると思います。

組織において、品質管理を指導する側と品質管理を受ける側と分けて考えますと、品質管理あるいは品質向上のための運用をする過程で指導する側の論理によるバイアスがかかることがあります。変化の激しい環境の中で、組織において、良好な品質が何かということについての正解はもちろんないはずですが、したがって、ユーザと直接接する審査担当者が、論理的な判断をすることができること、現在の取引環境や社会的、国際的ニーズや期待に応えられること、技術の現状や将来の発展に対する客観的な認識を有することなど鋭い目や判断を鍛え上げることが大切だと思います。

外国の状況がどのようなであり、どの方向に動いているか、国外のユーザーがどのような感想をいただいているかなどを、十分に感じ取って、意見交換をして、ニーズにそったプラクティスを実施することができるような組織全体の能力を高めることが大切であると思っております。そのような過程で、バイアスがかからなくするための条件は、各担当者が、論理的な思考を実践することだと思います。

そのような観点で、外国のプラクティスよりも日本のプラクティスの方が、論理や判断結果が素晴らしいということになれば、外国から日本の判断の論理や結論を評価されるようになり、日本の品質向上に向けた目標を、より正確に伝えることができるようになると思います。そういう意味で、品質向上のための取組は、外の動きを鋭く感じ取って、それを受け入れる能力及び結果を発信能力を高める能力の向上にあると思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

浅見委員、いかがですか。

○浅見委員 最後の点についてコメントさせていただきたいと思います。

先ほど中條委員からも御指摘があったように、審査の質の底上げを図るような定量指標ではないと私も思っています。底上げということは、それに近い表現で改善提言をさせていただいたのですが、どういう趣旨かといいますと、個別の案件で弁理士や企業の方から「こんな拒絶理由を受けたが、これは間違っているのではないか」という相談を受けることがあります。審査官に直接言っても、間違っているとはなかなか言っていけないので、「受付窓口があるので、そこに相談されたらどうですか」とお勧めします。そうすると、調査をしていただいて、「次の段階でそれを是正する」というお答えをいただいています。実際にそういうことがなされていると思うのですが、そういう仕組みをつくっていただきたいということを言いたいのです。

全体の質は決して悪くないけれども、問題になるような案件が時々発生していて、それが出願人に悪い印象を与えているのではないかということです。問題案件を是正するための仕組みの検討といいますか、そういったことを実際にやっただけなので、そこを明確に書いていただいたらいいのではないかとということで、底上げを図ってほしいと記載しました。前半の底上げと後半の定量指標とは分けたほうがよいかと思いますので、修正していただければありがたいです。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いただいた御意見について、澤井さんからコメントありますか。

○澤井調整課長 貴重な御意見をありがとうございます。品質の向上に向け、皆様の御意見については真摯に検討していかなければいけないと思っております。

まず、中村委員あるいは古城委員からございましたユーザーとの関係は、御指摘のとおりと存じます。今回いただきました御提言は、今回の資料の中でもいろいろなところで、ユーザーとの意見交換、あるいはユーザーの意見を反映する等々の表現で繰り返し述べて頂いております。

また、中條委員から品質管理を誰がするのかという御指摘がございました。現在、私たちが公表しており、皆様にも見ていただいております「品質マニュアル」を一言で申し上げますと、二重でPDCAサイクルを回すという仕組みにしております。先ほどの中條委

員の「品質管理の専門家が見るのか、全員で見えるのか」という御質問に対する答えとしては、私たちの考え方としては両方だと考えており、二重のPDCAサイクルによって、一つは審査官本人及び審査長単位で行う現場レベルと、もう一つは品質監査という形で、現場レベルを超えた大きな組織レベルの二重のサイクルを考えているところでございます。

あと指標についての御意見も頂戴しております。指標をつくるところでは、小原委員や飯村委員からもございました、審査官の業務にバイアスをかけるべきではないと私たちも考えており、そうした視点を忘れずに今後も検討していかなければいけないと思っております。

田沼委員、飯村委員から、海外の情報の収集、技術動向の把握、キャッチアップという御指摘がございました。私たちも常にこうした点に問題意識を持っております。例えば海外派遣については、従来、主要国あるいは特に出願の多い国々に職員を海外駐在員として派遣しておりましたが、さらに新興国にも広げていければという思いを持っております。現在、外務省やJETROとも、こうした点について相談をさせていただいているところでございます。

加えて、審査官が海外に行って、その国の審査官と協議を行う、あるいは相談をする取組についても、来年度予算として今年度より1割ほど多い額を予算案に計上させていただきました。これまでも多くの審査官をアメリカや欧州、中国、韓国、ASEAN、インド等々に駐在員として送っておりましたが、これをさらに拡大する所存でございます。

また、こうした取組を発信すべきという御指摘もそのとおりと考えております。長官、技監を初めとした幹部が、海外に出張した際には、こうした取組についても講演等で紹介をしているところでございます。かくいう私も先般、アメリカの最も大きなユーザー団体に対して、日本の品質管理の取組について講演する機会を頂戴いたしましたので、アメリカのユーザー団体の皆様に、そうした取組を紹介してきたところでございます。

小原委員から、下調査の検索外注についての充実という御指摘をいただきました。先ほどの浅見委員の質問に対して私から「アンケートの中でも、ユーザーから海外との比較に関する御意見を聞かせていただいております」ということを申し上げました。今回の配付資料の参考資料の中にも、そうしたデータも加えているところでございます。例えば「海外と比較して我が国の強いところはどこですか」と聞くと、「先行技術調査だ」という声が一番強い一方で、「外国庁のほうが強いのと思うのはどこですか」と聞くと、「先行技術調査は欧州が強い」という声もございます。日本が強いというのは104票あるんですが、欧

州が強いというのも68票ある。この先行技術調査について、こうした2つの判断が分かれているのは、私たちの理解としては、「国内文献の調査については非常に優秀だけど、海外文献の調査は不十分なのではないか」ということを定量的に示していると分析をしています。

今般、アウトソーシングをさせていただいております下調査につきましても、今年度から外国文献に対するサーチの下調査というものも11の検索外注機関に対して依頼をしているところでございます。来年度も、依頼件数をさらに増やしまして、先ほど御指摘いただいたようなことも課題として十分に認識して進めていければと思っております。

以上、皆様から頂戴した意見に対してのコメントでございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

山田さんから、コメントありますか。

○山田意匠課長 貴重な意見、大変ありがとうございました。

意匠審査におきましても、特許審査と同様の考え方をさせていただいています。澤井課長からあったようなお話で進めさせていただきたいと思っております。特に私ども意匠については、海外の審査でどのような評価がされているのか、具体的にはどういう審査手法としているのかというのも、まだまだ不明確なところがございます。ですので、まずは海外の知財庁でどのような審査が行われているのかの調査はきちんと入れさせていただいて、しかるべき時期に、また御報告を差し上げたいと思っています。

あわせまして、当然のことながら、ユーザーの皆様方の声を多数拾って、私どもの意匠審査において、それを反映する。具体的には意匠をきちんと正しく把握し、それに基づいて「広く強く役に立つ権利」を発生させるんだというところに結びつけていきたいと思っています。

いずれにいたしましても、満足度調査、国内外の企業のヒアリング等々、もしくは海外知財庁の調査を進めていきまして、品質のよい審査に結びつけていくという課題にさせていただこうと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

青木さんから、コメントありますか。

○青木商標課長 商標分野について簡単に述べさせていただきます。

特にユーザーの皆様との意見交換は、多くの委員の方から御指摘いただきましたけれども、従来から商標審査部門でも実施させていただいていますが、それを単なるルーチンと

いますか、定期的な会合というだけでなく、論点を絞った、より目的をはっきりした意見交換の充実などを行っていきたいと考えております。また、意見交換の内容を商標の審査部門と審判部門にも共有してフィードバックしていくということも図っていきたいと思います。さらには、どういったことを商標の審査部門で行っているかといったものを、ユーザーの皆様にも何らかの形で共有といたしますか、お伝えできるようなことも考えていきたいと思ひます。

それから、商標の場合は特に登録したことによるインパクトというか、影響というのもございますので、先ほど浅見委員と中村委員から、発送する前に品質監査の結果が反映されるような仕組みも御提言いただいておりますけれども、これについてはしっかりと行っていきたくて考えてございます。

ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

岩谷さんから、コメントありますか。

○岩谷企画調査官 先ほど中條委員から御指摘ありました、評価項目③と⑤の整理というところでは。先ほど澤井から説明させていただきましたとおり、特許庁としては両方重要だと考えております。ぜひたくかもしれません、二兎を追いたいというところでございます。その意味で、職員全員が品質管理の基本は理解し、きちんと自ら品質管理を行いつつ、一方で全体的な品質管理を行うためには相応の体制が必要だと思ひます。現時点では、その体制がいま一步整っていないという御指摘かと理解しておりますので、ここは、そういった意味で必要な人数の確保という形で表現させていただいております。

一方、品質の定量目標のところでは。品質管理のための目標ということではございますけれども、審査の現場にいますと、目標によって意図せぬバイアスをかけてしまうというところが、どうしても発生してしまうと考えております。その意味で、小原委員から御指摘がありました、品質管理の目標ではございますが、それによって審査の質の底上げが図れれば一石二鳥かなというところもございます。そういう思いも御意見としていただいたのかなと思ひております。

ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

担当課長から御説明をいただいたわけではあります、さらに御意見があればいただきたいと思ひます。いかがですか。

中條委員、どうぞ。

○中條委員 定量目標や評価指標の話になると、いつもバイアスという話が出てくるのですけれども、片側だけの目標を決めれば当然バイアスは起きます。例えば、特許として認めたものを見ると、認めるべきではなかったものがある。それをなるべく少なくしたいという、それだけの目標を立てると、審査を厳しくすれば済むので当然バイアスが生じます。逆に、拒絶したものを見ると、本当は拒絶するべきではないものがある。それを少なくしたい。これだけの目標を立てると、審査を緩くすればよいので当然バイアスが生じます。言い換えれば、片方だけの目標だったら、いとも簡単に達成できてしまいます。我々が求められているのは、その両方を同時に限りなくゼロにしたい。それが審査の質として求められていることではないかと思うのです。そこに難しさがあるからこそ目標になり得るし、取り組んで克服すべき課題となり得ると思います。

目標を決めたらバイアスがかかるという話が出てくるのは、目標と言ったときに、単純に達成できるような片側だけの目標を決める、そんなニュアンスを考えてられるのかなという気がします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

岩谷さん、どうぞ。

○岩谷企画調査官 御指摘、ありがとうございます。

まさに中條委員がおっしゃった思いをここに書かせていただいたところでございます。すなわち、片方からの目標では足りないだろう。当然両面からの目標が必要だろう。そのときに達成されるのは、その目標をもって審査の質の向上、底上げが図られるんだろうなという思いで、まさに中條委員の御指摘の裏返し表現になっているのではないかと理解させていただきました。ありがとうございます。

○相澤委員長 表現ぶりについては、中條委員の御指摘もあり、浅見委員からも御指摘がありました。御意見も踏まえて、公表前に事務局と相澤で整理をさせていただきまして、調整させていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局と委員長で調整をさせていただいて、公表を図ることにいたしたいと思います。

平成26年度審査品質管理小委員会の報告書原案について

○相澤委員長 次に「平成26年度審査品質管理小委員会の報告書原案について」、御議論
いただきたいと思います。まず資料について事務局から説明をお願いします。

○岩谷企画調査官 本日、資料9として、「審査品質管理の充実に向けて」とタイトルをつ
けさせていただきまして、報告書原案をお持ちしました。全体の内容についてざっと御説
明させていただきます。

まだページがきちんと入っておらず恐縮ですが、表紙から2枚めくっていただきまして、
目次がございます。全体としては、本委員会における検討の背景、最初に議論いただきま
した評価項目あるいは評価基準の検討、それと、今日御議論いただいております具体的な
評価及び改善提言というところで作成しております。

次のページ、1枚目から簡単に御説明します。まず1つは、審査をめぐる環境の変化と
して、近年、特許、意匠、商標とも審査のスピードアップが図られている中、一方で日本
企業のグローバル展開化ということもありまして、日本の審査が海外でも通用するような
品質の高さを求めるべきという課題が急務となっております。

翻って、3ページ以降、世界の状況を見ていきますと、米国、欧州、主な特許庁におい
ては、品質を各庁の最重要課題として掲げ、いわば世界中で品質向上の競争のような形と
なっているということを御説明しております。

8ページにいきまして、こちらは評価項目、評価基準の検討ということで、1.として
全体の検討の経緯を書かせていただいております。2.は評価項目の検討として、本小委
では、ここにありましており、特許協力条約におけるPCTガイドライン、品質のセクシ
ョンである第21条を参考にして議論していただきました。PCTガイドラインは国際的
な特許出願に対する調査、予備審査に対する品質のガイドラインとなっております。すな
わち、各国で共通して使われ、尊重されているガイドラインとなっております。ですので、
我々が目指そうとしている海外でも通用するということを念頭に置いたときに、これを参
考にするのが一番ではないかなと考え、議論いただいた次第でございます。ただ、PCT
ガイドラインは中身が日本人にとってわかりづらいところも若干ありますので、そこをき
ちんと整理したというのが今回の評価項目と理解をしております。

11ページに行きまして、評価基準については、これも議論いただきまして、ある程度
達成度がわかるという形で段階評価ということをいただいております。

12ページは、本日議論いただきましたので、中身は割愛させていただきます。商標部分の評価項目⑧の記載は、先ほど御説明したとおり、見直させていただきますが、基本的には先ほどの資料説明をもう少し詳しくここに記載するということで考えております。

調査結果が特許、意匠、商標と並んでおりまして、最後に21ページになります。改善提言ということで、こちらも同様、今御議論いただいたものを膨らませる形で報告書原案としてつくっていきたいと考えております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

報告書の原案について御意見をいただければと思いますが、いかがですか。

中條委員、どうぞ。

○中條委員 報告書のⅢ章ですが、ここに評価結果を書いていただいて、先ほどは単純に評価がどうだったと、一部ほかの意見があったという程度が書いてあるんですが、ここまで見ると、結構細かく書いていただいているんですね。

ちょっと見たときに、エッと思うときがあります。いつも特許が最初に来るので、特許ばかり名指しになって申しわけないですが、13ページの評価項目⑥ですね、品質向上のための取り組みが書いてあって、こういうことを一生懸命やっていると、これはそのとおりです。よくやってくれると思うんですね。「その目的を達成している」と書いてあるんですね。

済みません。私はいろいろ資料を見させていただいたんだけど、目的が達成されているかどうかというのは、よく評価できなかったんですね。いろいろな改善の取組をやられるというのはわかる。でも、結果として、本当に改善できているのかというのは見えなくて、ウッと思いながら悩んでいたんです。ここに「目的が達成している」と書かれると、エッという感じがするので、これはどこから来たのかというのを教えていただければと思うんです。

○相澤委員長 ありがとうございます。

岩谷さん、どうぞ。

○岩谷企画調査官 当然、それぞれの取組にはそれぞれの目的をもって行っております。それが定量的なものであれ、定性的なものであれ、一応その取組の目的がございまして、言ってしまうと、1年間活動して、つつがなく取り組みの設計どおり終了しましたと、そうすると一応それなりのきちんとした効果も上がっているのではないかと、こ

ういう表現とさせていただいております。

○中條委員 計画どおり実施できましたという話と、計画どおり実施した結果として、結果がよくなりましたという話とはちょっと違うような気がしているんですね。こういう計画を立ててやりましたという話は非常によくわかりました。ただ、結果が本当によくなったのかどうかというのがよく見えなかったということなんです。

○相澤委員長 岩谷さん、どうぞ。

○岩谷企画調査官 ありがとうございます。

そうしましたら、ここの表現を考えさせていただきたいと思います。きちんと取り組みを実施しているのは事実だと思いますし、さらにその取組を進展させていかなければいけないというのも重々考えておりますので、取組が実施され、さらなる取り組みの進展が期待されるというあたりの表現も入れ、検討させていただこうかなと思っております。

○中條委員 検討いただければよいのですが、参考資料1が特許の評価で使われているものです。これの評価項目⑥に「品質向上のための取組」というのが書いてあって、こんなことをやりましたということをとくさん書いていただいています。その中で、例えば真ん中ぐらいのところを見ると、協議の実績と書いてあるところがあります。

このような実績に関する記述があるのは良いことだと思います。ただ、これを見ると、昨年度の協議の実績が8.2%だったのに対して、今年は15.8%になりましたと書いてあります。協議を実施するのが良いのか、悪いのかというのがはっきりしません。また、何%にするのを目標に取り組んだのかははっきりしません。協議をとくさんやるのが良いという意味で目標を設定し、その向上に取り組まれたのなら、まさにねらった効果があったということなので非常に良いと思うのですが、協議になるような案件を少なくしたいということで取り組まれたとすると、品質向上の取り組みがうまくいかなかったことになります。そのあたり、何を目標に取り組んだ活動で、目標に対してどういう実績が得られたのかをはっきりさせていただくと、我々評価をする側としては助かります。

○相澤委員長 御指摘のように、表現ぶりが不統一なところもありますので、御指摘の点も踏まえて表現ぶりの調整を図りたいと思います。

コメントありますか。

○岩谷企画調査官 ある意味、事務局側の責任もありまして、先ほど浅見委員からの御指摘もそうだったんですが、参考資料1から3の記載ぶりがちょっとわかりづらいところもあったかと思います。協議については、基本的にはサーチノウハウあるいは知識の共有を

図るという趣旨でやっておりますので、我々としてはやったほうがベターと。もちろん効率性の観点もありますので、全件はできませんけれども、特定の案件、特に審査に慎重を要するようなものについてはきちんとやったほうがいいと考えております。我々、今後も継続して活動していきますので、そういう趣旨を御説明させていただきたいなと思っております。

○相澤委員長　ありがとうございました。

中條委員、よろしいですか。

○中條委員　来年、資料を用意されるときは、そういうのをちゃんと書いていただくと、我々は非常に助かります。

○相澤委員長　ありがとうございました。

いかがですか。

浅見委員、どうぞ。

○浅見委員　目標の達成であれば理解できるのですが、目的の達成というと、やったことが本当に効果があったという評価まで含まれるような気がしますので、そこまでは言えないのではないかと思います。もちろん協議をやったほうがいいのは実感としてはよくわかるのですが、もう少し慎重に、客観的に書いていただいたほうがいいという気がいたします。

もう一つ、細かいところですが、報告書原案の2ページに円グラフがございまして、ここでユーザー評価調査の結果概要というのがあります。これを見ますと、「普通」という評価が多いように見えます。それに対して、1ページから2ページにかけての文言では、「多くの者が満足と回答しており」と記載されていますが、満足と回答している人は少ないのではないかと思います。表現を見直していただいたほうがいいかと思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○相澤委員長　岩谷さん、どうぞ。

○岩谷企画調査官　細かい文言調整については、また全体を精査させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○相澤委員長　御指摘のとおりかと思います。

いかがですか。表現ぶりも含めて、御意見をいただければと思います。

飯村委員、いかがですか。

○飯村委員 特にはございません。

○相澤委員長 ありがとうございます。

小原委員、いかがですか。

○小原委員 ありません。

○相澤委員長 古城委員、いかがですか。

○古城委員 ございません。

○相澤委員長 田沼委員、いかがですか。

○田沼委員 反対するところはどこもございません。

無理な注文かもしれませんが、評価基準と改善提言がパッと見て一覧でわかるようなものが欲しいと思っております。細かいところまではなくても結構ですが、一覧で、こういう項目で、こういう評価で、こんな改善提言がありましたというのを短い時間でパッと把握できるようなものがあると非常にありがたいと思っています。どうしてもという要望ではありません。

以上です。

○相澤委員長 改善提言については別途、纏めたものを公開すると理解しております。よろしいですか。

○田沼委員 承知しました。それで結構です。ありがとうございます。

○相澤委員長 中村委員、いかがですか。

○中村委員 重要な評価結果と改善提言については、先ほど検討させていただきましたので、この案で私は結構だと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほどいただきました評価結果と改善提言についての修文の内容は、この報告書に織り込むことにいたしまして、中條委員、浅見委員から御指摘を受けた、表現ぶりがやや適切さを欠くのではないかという点についても、事務局と調整をさせていただいて、報告書を作成したいと思います。改善提案の場合は年度内に公表することになっているので、早速に調整して確定をしたいと思っています。

他に御意見はございますか。

本日、各委員からいただきました御意見は、報告書原案に反映させていただきたいと思っています。修正作業については、先ほどの評価、提言を含めまして、委員長に一任させていただければと思います。その後、報告書については各委員に御報告する形ということに

たします。なお、提言については年度内に公表するということです、この後の作業は委員長と事務局で行います。

予定していた議事は終了でございます。本年度の審査品質管理小委員会はこれにて閉会させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

特許庁長官挨拶

○相澤委員長 特許庁長官から御挨拶をいただきたいと思います。

○伊藤長官 座ったままで失礼します。

今回、小委員会の報告書取りまとめに向けての作業に関しまして、本当にありがとうございました。昨年9月から、わずか6カ月余りという大変短い期間にさまざまな観点から貴重な意見をいただきました。我々も、品質という非常に難しい問題について、どういうふうなアプローチで臨むべきかというのは、今をもっても、いろいろ試行錯誤の部分があるわけです。しかし、その中でも、この段階のものとしては、それなりに一つの形がある程度できたのかなと思っております。それは、ひとえに先生方のいろいろなインプットのおかげだと感謝申し上げたいと思います。全体をまとめていただきました相澤委員長を初めとして、委員の皆様本当に深くお礼を申し上げたいと思います。

それから、もちろんこれで作業が終わりではなくて、今回の委員会の報告書をまとめることもまだ残っているわけです。そこで示されたものを今後、継続的に我々の品質をどう改善していくかという中に組み込んで、また1年、また1年という形で継続的な改善活動だというふうに理解しておりますので、それを続けるためにも引き続きいろいろな意味で御協力をいただきたいと思います。

この報告書の最初のほうにもありましたアメリカ、ヨーロッパ、それ以外の国も含めて、グローバルな問題などもありますけれども、品質の問題をどの国も非常に意識しています。3月の頭に日米欧の三極会合を日本でもやったんですが、そのときも、公式の議論ではありませんでしたけれども、クオリティの問題について、どういうふうにアプローチしたらいいのか、どういうふうに考えたらいいのかという議論を少しだけしました。皆さん悩みながら、しかし、そこは非常に大きな目標というか、目指さなければいけないことだと考えておられるなということを感じたところです。

特に特許とか意匠、商標はビジネス、ユーザーとの関係が非常に強いので、そこがどう

いうふうに評価されるのかというところは結局、クオリティなんだろうという議論が何となく共通しているなと思いました。きょうの御意見でも、ユーザーが海外を含めて活動しているので、その場で各国の特許なり意匠、商標の審査がどういうふうに評価されるのかというところで、我々も競争にさらされているんだろうと思っています。

スピードの面では世界最速というところで、ポジションはかなりいいところまで来ていると思いますけれども、そういう意味で、品質の面でも目標に掲げている最高品質というところにたどりつくべく、引き続き努力していきたいと思いますので、先生方の引き続きの御協力、御支援をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○相澤委員長　ありがとうございました。

特許庁の審査品質というのは、皆様御指摘のように、国際的にいっても遜色のない高いレベルにあるのではないかと考えております。今後のグローバル化の社会の中におきまして、特許庁内部における審査品質の向上だけではなくて、海外特許庁との信頼関係の醸成、国際交流等によって、日本の審査結果が国際的に信頼され、尊重されることになるのではないかと思います。さらには、各国間との取組も現在進んでいるということは伺っておりますけれども、さらに国際的な品質管理に関する議論もリードしていただくことが期待されておりますので、よろしくお願いいたします。

また、審査品質の向上に関して、審査庁であります特許庁の不断の努力はもちろん必要であります。審査の対象とされている願書は出願人、代理人において記載されているものでありますし、補正等も出願人、代理人によって行われているものでございます。出願人、あるいは代理人であります弁理士等のユーザーと特許庁との相互の協力がなくては品質の向上は期待できないと考えております。今後とも特許庁と審査の品質に関するコミュニケーションを皆様方で図っていただくことが我々にとっての重要な課題ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そ の 他

○相澤委員長　事務局から、今後のスケジュールについて一お願いします。

○岩谷企画調査官　本日、御議論ありがとうございました。頂戴しました意見を踏まえ、必要な書類あるいは報告書を修正させていただきます。報告書については、内容や記載ぶ

りを見直しまして、来月にも各委員に御報告させていただければと思います。

それから、来年度の本小委員会のスケジュールは、現時点では未定でございます。スケジュールが固まり次第、早急に御連絡申し上げます。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第4回審査品質管理小委員会を閉会いたします。本日も長時間、御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会